

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第58号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「追加別表項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示及び追加別表項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(料金) 第2条 条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号） <u>別表第2第6号</u> に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。	(料金) 第2条 条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号） <u>別表第1第6号</u> に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。
別表（第2条関係） 1～38 （略） 39 <u>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第1の1の3に規定する先発医薬品の処方等に係る薬剤料</u> <u>療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第1の1の3に定める額に1.1を乗じて得た額（10円未満</u>	別表（第2条関係） 1～38 （略）

<p>の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>
--	---------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から起算して4日を経過した日から施行する。ただし、第2条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後における使用に係る料金について適用し、同日前における使用に係る料金については、なお従前の例による。